

改正戸籍法で便利になった 戸籍請求の手順 (その1_前編)

1

パークRMCオフィス 永田 久雄

2024年11月



目次

1 改正戸籍法を知ろう

- 改正戸籍法の広域戸籍請求制度
- 戸籍の請求実務
- 2024年3月からの戸籍法改正点
- 正当な請求理由
- 最初は窓口で
- 広域請求制度で請求する場合
- 戸籍が無事届いたら
- 仮系図の作成

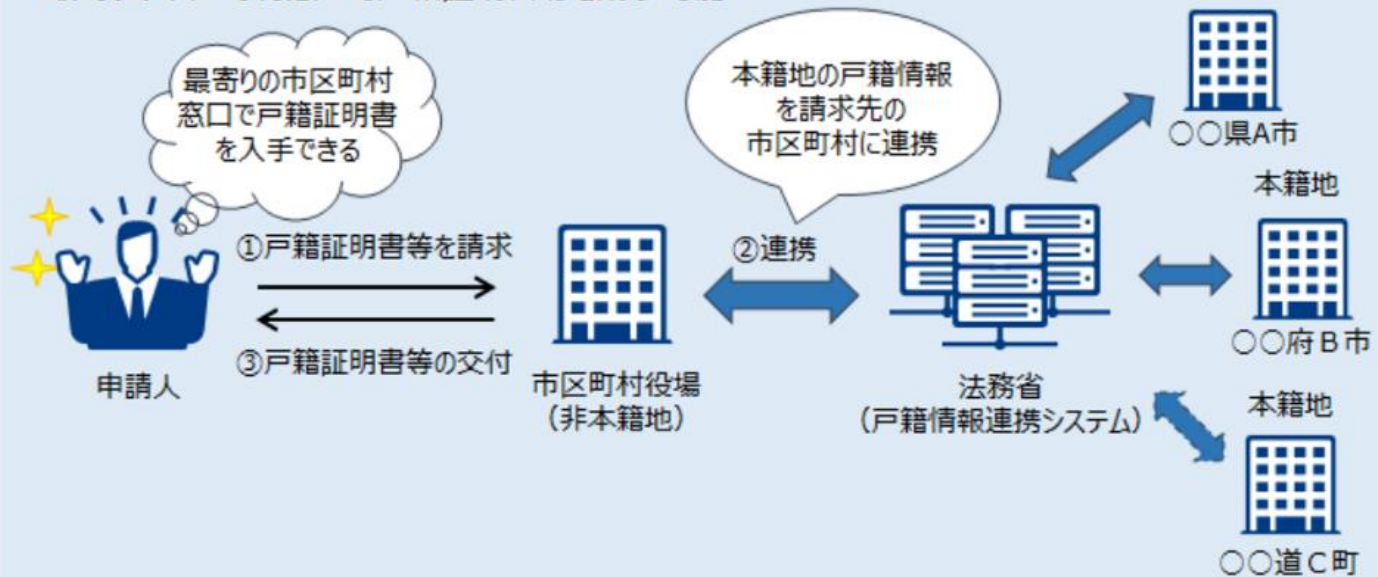
改正戸籍法の広域戸籍請求制度とは

➡ 戸籍の広域交付制度が開始（2024年3月～）

一言で言うと：オンラインでどこの戸籍でも見られる様になった

1. 戸籍証明書等の広域交付

● 最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を請求可能



戸籍の請求実務

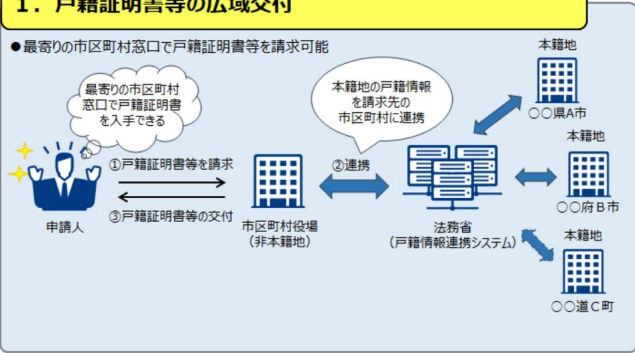

■ 留意点

- 家族や親戚に訊かない、人前で話題にしない(誤解・争い)
- **自分の戸籍**(本籍が不明なら住民票～本籍表示付き)を最初に取り
- 戸籍を何度も移す人は少ない(職業上の理由:公務員、自衛隊・警察、金融機関、犯罪者、夜逃げ。。)

■ 広域戸籍請求制度なら

- 請求資格の証明資料を作成する必要がなくなった(自分の顔と身分証明書が有ればOK)
- 郵送請求に比べると、経費は40%割安で速度は5倍
- 特に、相続手続きで必要な戸籍セットを集める手間が激減

改正点_広域請求制度Vs.旧制度

広域請求(新制度)	郵送請求(従来からの制度)
<p>1. 戸籍証明書等の広域交付</p> <p>●最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を請求可能</p> 	 <p>直接行くか、郵送請求</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 他人が代理できない • 自分で住民票がある役所に足を運ぶ（生身の顔が必要） • 財政事情で電子化できていない市町村が稀にある。 • 多少の専門知識が必要 • ただし、知らない事を「分からない」とはっきり言えれば問題無し。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他人に委任状を書き依頼できる • 郵送でも請求できる • 郵便為替手数料・切手やレターパック代が余計掛かる • 郵送時間に往復2週間程度かかる。 • 電話で問合せを受けても、良くわからない場合がある。

正当な請求理由

- 「直系尊属の戸籍内容確認」と請求書に記載する
 - 趣味だと言わない
- 何処かの機関に提出する必要がある
 - 法務局（不動産登記、商業登記）
 - 税務署（相続税納付）
 - 都道府県（年金申請、許認可申請）
 - 生命保険会社（保険金請求）
 - 就学・就職先
- ▶ 虚偽の申告をすると
 - 戸籍法に基づき処罰されます
 - ✓ 罰金、禁固刑

最初は窓口で

- **最初は**自身の**住民票**がある市区町村の戸籍課窓口へ行く
 - 請求書式に所定事項を書き込み**戸籍**を請求する（写真付き身分証明書、又はマイナンバーカードを見せて身分を証明する。何方も無い人は、健康保険証＋別の身分証を提示すればOK。）
 - 両親の**従前戸籍の本籍地**（婚姻前の本籍地）を知るのが請求目的。**活字のプリント版は黙っていると不要なものが出てきます。**
⇒「**改正原戸籍**（手書き）で、**両親の従前戸籍の記載**がある記録」を請求する
- **最初が一番難しい**
 - 解らない事は、答えない・決めない・支払わない。持ち帰って検討しますと云ってその場を離れましょう。

広域請求制度で請求する場合

(通常4親等～5親等までは可能)

- ➡ 自分が戸籍課窓口へ出向く (身分証と自分の顔が必要)
- ➡ 戸籍請求4要件を明確にしておく：
 - ①氏名、②生年月日、③正しい本籍 (旧地名ならその表示)、④その戸籍の筆頭者名

* 免除されるもの

自分と戸籍請求名宛人の続き柄の資料 (但し、前回請求から数か月時間が空く場合は、これまで取得して全戸籍のコピーを携帯する) 広域請求なら通常は役所が辿ってくれる。

戸籍が無事届いたら

■ 目的は4要件を満たす情報を収集

◆ この戸籍の上の世代の、

✓ ①氏名、②生年月日、③正しい本籍（旧地名ならその表示）、④その戸籍の筆頭者名

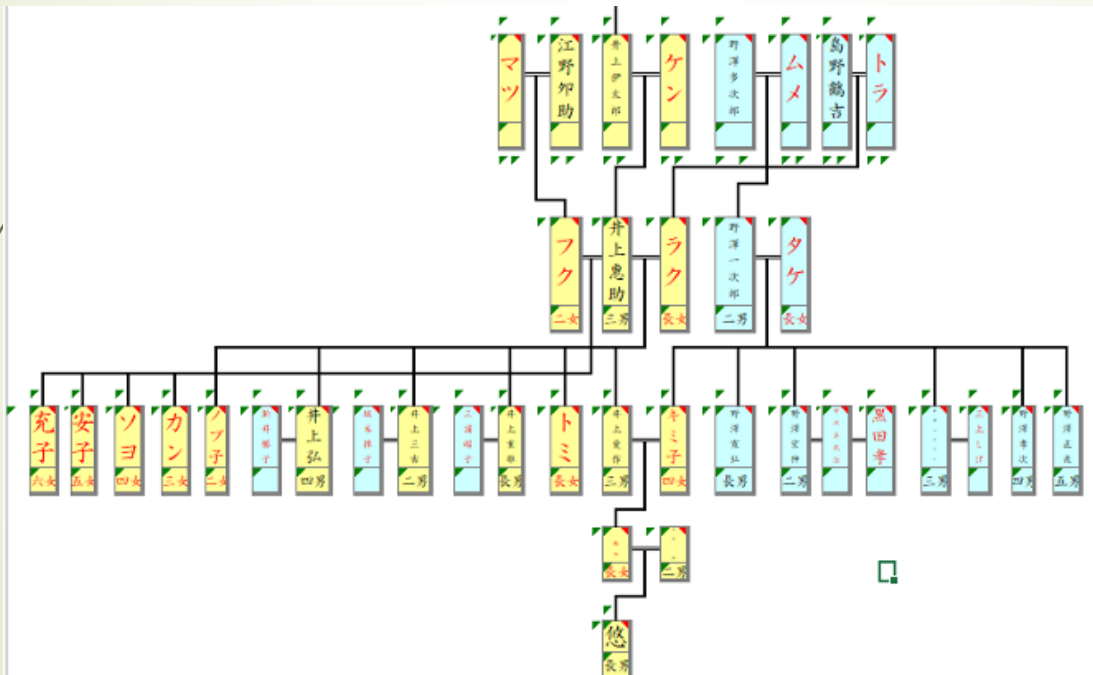
▶ 請求しようとする祖先の

- ①本人情報欄：生年月日と親との続き柄（下の欄）
- ②両親の指名の記載（下の欄）
- ③誰が出生届を出したか（上の欄）
- ④いつ受理されているか（生年月日より数日遅い日）
- ⑤Xで消されていたら、その理由は何か？（死亡か婚姻か？）

親等を確認しながら仮系図作成

➡ 戸籍が取得出来たら、手書きの仮系図を作成する

◆ これが無いと、自分がどこを探しているのか迷子になる



参考資料

初めて戸籍収集する方はご参照下さい





目次

2 従来制度で請求するなら

- 広域請求できない場合
- 従来の郵送請求の留意点
- 準備資料と料金
- フォローアップ
- 確認ポイントは4点

広域請求制度で請求できない場合

- ▶ 管轄市区町村が広域制度に参加していない（法務省のDBに接続して居ない）
- ▶ 相手先市区町村の予算がなく、該当戸籍がオンライン化処理出来ていない。手書きの紙の戸籍資料しかない。
- ▶ 戸籍請求4要件の内、1つの情報が欠けている
⇒直接請求すると取得できる可能性がある

従来制度で郵送申請する場合

- 誰でも可能
 - 申請者本人の委任状があれば、成人日本国民なら誰でも代理請求できる
 - ✓ 弁護士、司法書士、税理士、社労士、海事検定士、行政書士等に依頼する必要なし

- 郵送請求の留意点
 - 町村合併で、戸籍に出てくる旧本籍地名が現在消えている事があります。⇒対応策
 - ①Google Mapで、戸籍表示上の旧地名を検索し現在の市区町村を割り出す。
 - ②自治体の戸籍課に電話し、戸籍上の旧市町村名がこの自治体管轄であるか問い合わせる。特に浜松市等近年「区」の地名表記を取り入れた政令市ではこの作業が必要

準備資料と料金

- ① 郵送戸籍請求書（各市区町村が開示している書式）
- ② 委任状原本（捺印の要否が、各各市区町村で異なるので留意）
- ③ 手持ち戸籍のコピー：
 - ✓ 請求者（依頼人）と戸籍請求名宛人（欲しい戸籍）の続き柄証明資料---- 5 親等の祖先の戸籍なら、自分の戸籍から 4 親等の高祖父（又は高祖母）の戸籍のコピーを全て取り、赤ペンやマーカーで連続する印をつける。最後の戸籍には、欲しい戸籍の名宛人氏名が明確になっている事に留意。（必要に応じ、簡単な系図を添付する。）
- ④ 戸籍発行手数料@750円分の郵便小為替（+為替手数料1枚当たり200が必要=合計950円/1通）
- ⑤ 返信用封筒
 - ✓ 代理請求者の住所（委任状受任者の住所表記）宛て返信封筒に切手を貼付、又はレターパック
- 以上①～⑤を、A4角2封筒またはレターパックに入れ管轄の市区町村戸籍課に郵送。

フォローアップ

- 1週間程度で役所の戸籍課から問い合わせが来る
用件は以下の確認：
 - a. 本人確認～申請したか
 - b. 複数有る～追加料金どうするか
 - c. 記載や添付資料の不備連絡
 - d. こちらは該当ないので戸籍が出せない
- 戸籍が無事届いたら
 - ▶ 次の世代の戸籍請求の4要件をしらべ、郵送請求する。
 - ▶ これを、記録が無くなるまで繰り返す。

確認ポイントは4点

➡ 戸籍の解読（ポイント）

➡ 次の戸籍を請求する為の記載情報

- ① 探している人が生まれた時の、戸籍筆頭者は誰か（一番右の下の欄）
- ② この戸籍の本籍地は何処か（一番右の上の欄）取り消し線がある場合、旧地番は何処か⇒次の請求で必要
- ③ その戸籍は、いつ編成されたか（上の欄、本文の最初に記載）
- ④ イベントの生じた年月日、先代筆頭者、原因（死亡・隠居・相続）現筆頭者の名前、が記録されている。⇒次の請求で必要

➡ まとめ

➡ 一つ上の世代の戸籍の、

- ①本籍地、②筆頭者、③請求したい人の氏名、④生年月日



目次

3 戸籍制度の基礎

- 戸籍ってなあに
- 私達の戸籍の生涯
- 請求権者と請求資格の証明方法
- 戸籍書式の数と用語と意味
- 最初は自分の戸籍で解読練習
- まめ知識

戸籍ってなあに

■ 戸籍は日本国籍を持つ人の証明

- 超重要個人情報（個人情報保護法上は死者の情報は保護対象外）

■ 何故あるの

- 目的は、世帯の把握⇒行政・租税（年貢の徴収）
 - ✓ 大宝律令の昔から戸籍はありました
 - ✓ 課税対象者特定の為戸籍が必要だった（戸主⇒戸籍筆頭者）

■ その管理方法は

● 江戸時代まで

- ✓ 武士は、各藩の藩士分限帳に氏名と石高を記載
- ✓ 百姓町人は、寺の宗門人別帳にて管理

● 明治時代以降戸籍制度として役所が台帳管理開始

- ✓ 家督相続と家長制度は明治時代から全国民に施行
- ✓ 明治以降なら、除籍謄本で直系尊属のルーツを探せる
- ✓ それ以前は、古文書と菩提寺の過去帳で情報を入手
- ✓ 戸籍は法務省⇒市区町村に管理委託（住民票は市区町村固有の管理）

私達の戸籍の生涯

■ 生まれたら

- 親の籍に加える（例外が無国籍者）
- 婚姻届で自動的に新夫婦の戸籍が編成され転出する
- 全員転出又は死亡⇒除籍謄本に衣替えし一定期間で廃棄処分

■ 戸籍はあなたのルーツを教えてください

- 戸籍は祖先から受け継がれた情報カプセルです
- 長命・短命その他の遺伝形質が書かれています
- 自分では気づかない様々な事も読み解けます
- ルーツはあなたの体質や気質や物の考え方の情報源です

■ 温故知新

- 祖先が残したタイムカプセル情報で自分の未来を変えられます
- 戸籍制度は、世界中で日本だけ

請求権者

■ 自己に請求資格がある戸籍

- 自分の戸籍と自分が載っている戸籍

⇒請求理由の説明は不要

- 自己の直系尊属の戸籍

⇒請求理由の説明ができれば取得可能

➤ 養子縁組した子は養親家系の戸籍請求可（法律上の子だから）

➡ 自己に請求資格がない戸籍

- 他人の家系の戸籍

✓ 配偶者の家系の戸籍（姻族は親族ではない）

✓ 自分の傍系祖先の戸籍（兄弟は他人の始まり）

✓ 離婚後の元配偶者家系の戸籍（別戸籍に戻る＝他人）

請求資格の証明方法

戸籍の筆頭者	戸籍確認の対象者	証明方法
親・世帯主・自分	自分	①：自分の顔＋写真付き身分証明書
親の親、本人等	自分の親	②：①＋親の旧日本籍が記載された手元の戸籍のコピー
祖父母の親、本人等	祖父母	③：②＋祖父母の旧日本籍が記載された手元の戸籍のコピー
曾祖父母の親、本人等	曾祖父母	④：③＋曾父母の旧日本籍が記載された手元の戸籍のコピー
高祖父母の親、本人等	高祖父母	⑤：④＋高父母の旧日本籍が記載された手元の戸籍のコピー
5世の祖の親、本人等	5世の祖	⑥：⑤＋5世の祖の旧日本籍が記載された手元の戸籍のコピー
6世の祖の親、本人等	6世の祖	⑦：⑥＋6世の祖の旧日本籍が記載された手元の戸籍のコピー

戸籍書式の数

➡ 戸籍は6種類

M5（壬申）、M19、M31、T4、S23、H6

- 戸籍は祖先から受け継がれた**情報カプセル**です
- 長命・短命その他の**遺伝形質**が書かれています
- 自分では気づかない**様々な事**も読み解けます
- 祖先が残した**タイムカプセル情報**で**自分の未来を変えられます**

➡ 用語と意味

- ✓ 戸籍、筆頭者、婚姻、隠居、家督相続、現戸籍、原戸籍、除籍、移転、**従前戸籍**

最初は自分の戸籍で解読練習

➡ 目的

- 祖先の4要件を探し当てます。
 - ✓ ①氏名、②生年月日、③従前戸籍の本籍地、④その戸籍の筆頭者

➡ 書式に慣れよう

- 明治19年、明治31年、大正4年、昭和23年の書式はそれぞれ少し異なります
- 最初は、自分の平成6年書式（活字プリント）で以下を確認。
 - ✓ ①生年月日、②親との続き柄、③出生届提出者、④受理日、⑤戸籍の筆頭者名、⑥本籍地名、⑦作成理由と作成日

➡ 原戸籍が手に入ったら

- 上記に加え、先代の筆頭者名、取り消し線で消された記載事項

まとめ知識 - 1

■ 相続は特例（配偶者が対応してもOK）

● 夫の母が死亡した場合

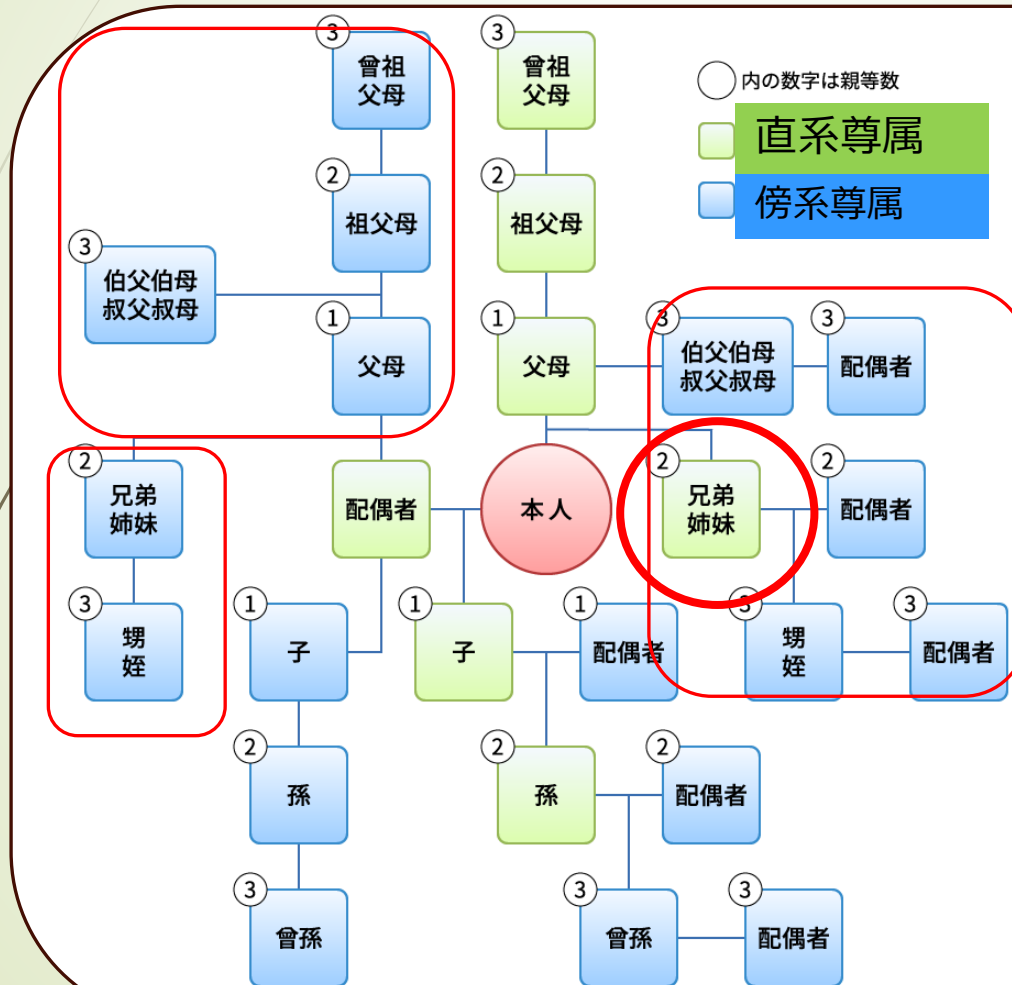
- 相続と保険金請求の目的で、相続や死亡保険金請求の為に他界した人（被相続人）戸籍を郵送で取り寄せる場合、妻でも給付して貰える事がある。
- 法律上の根拠⇒民法上の「履行補助者」として暗黙裡に認められる場合

● 相続で必要な戸籍セット

- ✓ ①他界者（被相続人）の両親が死亡を証明する除籍
謄本
- ✓ ②他界者（被相続人）の出生～死亡迄連続した全ての戸籍
- ✓ ③相続人全員の現戸籍

まとめ知識 - 2：兄弟は他人の始まり

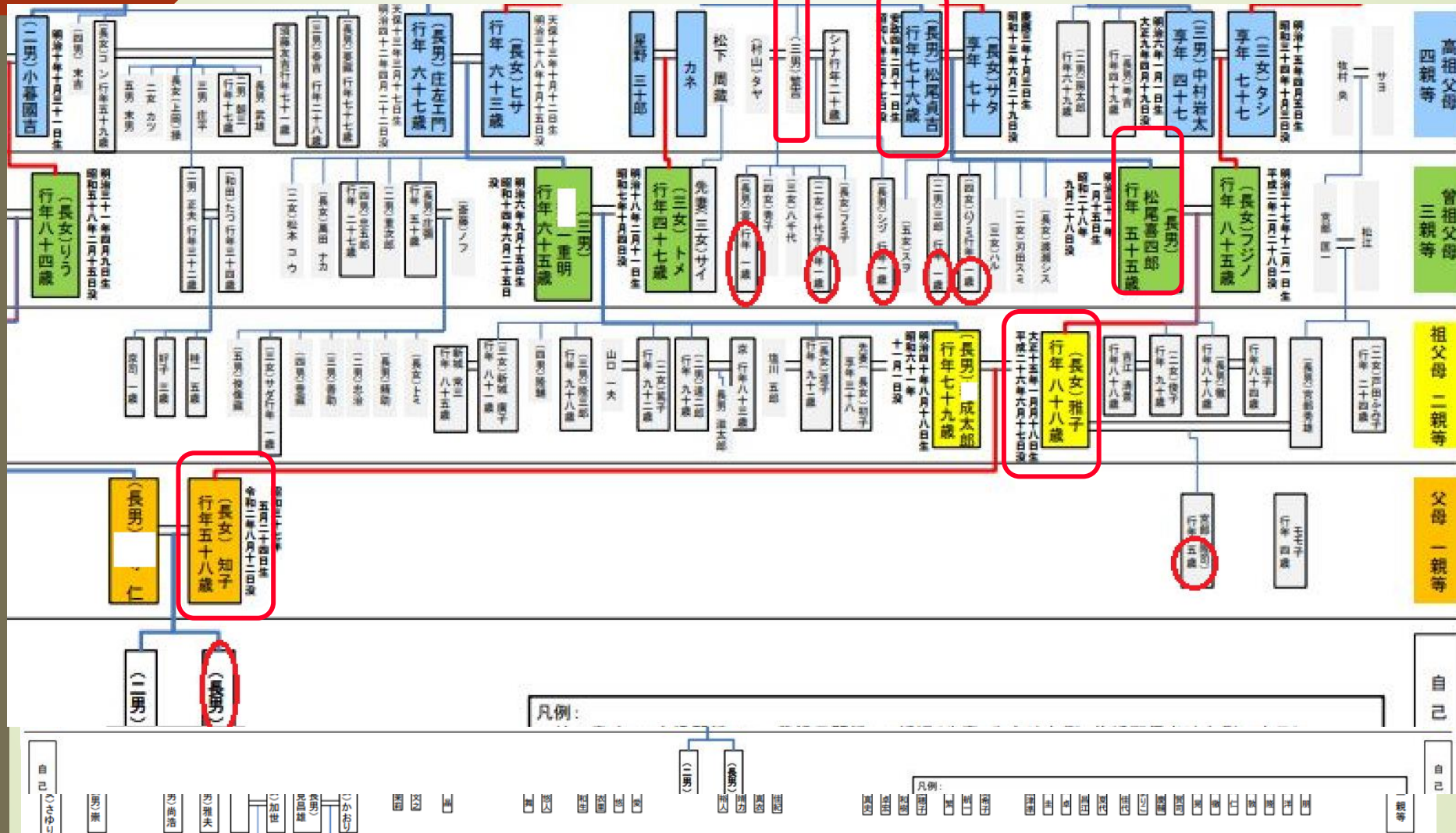
➡ 直系尊属と傍系尊属の見分け方



- 兄弟は、結婚すると戸籍上は他人になる。
- ⇒その世帯の戸籍は請求できない。
- 結婚し親の席を離れると、X印が入り新戸籍の編製先が表示される。

1系図とは？両家で3~5百人程度

27





まとめ

- 1 改正戸籍法を知ろう
- 2 従来制度で請求するなら
- 3 戸籍制度の基礎

系図作成方法は、ご興味のある方に後編で解説します。

お急ぎの方は、お問合せ下さい。
このスライドの内容にご興味のある方は、
Web会議でご説明しますのでご連絡下さい。

永田久雄